

## 1 日時

令和5年8月21日（月）9時30分～11時42分

## 2 出席者（敬称略）

### (1) 委員

山崎（会長）、朝比奈（副会長）、高木（副会長）、長坂、石原、岡部、佐藤、圓山、水野、森田、岩崎、磯部、永井、西村、藤田、久保、植野、田上、谷藤、松永、徳江、千葉、杉浦  
（欠席：山本、小泉。途中退席：朝比奈、久保）

### (2) 市職員

障がい者支援課 加藤課長、鳥羽、樋口、夏見、石田、牧野

障がい者施設課 丸島課長

発達支援課 内池課長、大塚、杉田

## 3 傍聴者

なし

## 4 内容（敬称略）

事務局 : 定刻になりましたので、始めさせていただきます。

（樋口） 本日はお忙しいところ、ありがとうございます。

本日は、山本委員、小泉委員から、ご欠席との連絡をいただいております。  
また、朝比奈副会長、久保委員より、都合により11時過ぎ頃にご退席されるとの連絡をいただいております。

次に、今回から新たに委員として加わった方がいらっしゃいますので、時間の関係上、事務局からご紹介させていただきます。渡辺隆教委員に代わりまして佐藤京子委員、寺尾貴宏委員に代わりまして藤田敏之委員、川端佐知子委員に代わりまして千葉千江委員、以上3名の方が令和5年度から新たに委員になられておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ここからの進行は、山崎会長、よろしくお願いいたします。

会長 : それでは、令和5年度第1回市川市自立支援協議会を開会します。

まず、会議につきましては、「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」により、原則公開となっております。事務局からは、本日の議題の中では、非公開とする内容は含まれていないと伺っております。本日の会議を公開するかど

うかは、すべての議題の審議に先立って決定することとなっておりますが、本日の会議はすべて公開としてよろしいでしょうか。

一同 : (異議なし)

会長 : それでは、本日の会議は公開といたします。本日傍聴希望の方がいらっしゃれば、ご入室いただきたいと思います。

事務局 : 本日は傍聴希望者はありません。

### 議題(1) 連絡・報告事項

会長 : 議題(1)、「連絡・報告事項」について、所管課よりお願いいたします。

市)樋口 : ①から④について、簡単にですが、順にご説明いたします。

まず、「① 令和6年4月から施行される障害者総合支援法について」です。  
3ページをご覧ください。

こちらにありますとおり、令和4年12月に障害者総合支援法などが改正され、様々な点について見直しが行われましたが、その一つとして、市町村の自立支援協議会に関する規定が改正されました。

4ページ、5ページをお願いします。

こちらに書かれているとおり、障害者総合支援法の中の自立支援協議会についての規定が改正されます。この改正は、令和6年4月1日から施行となります。具体的には、4ページにあるとおり、「①協議会を通じた「地域づくり」にとって「個別事例から地域課題の抽出」の取組が重要であることを踏まえ、協議会の役割に「障害者等の適切な支援に関する情報共有」について明確化」、「②協議会は、地域の関係機関等に対し、情報提供や意見表明等の協力を求めることができること、また、求めがあった場合には関係機関等が協力するよう努める旨規定」、「③個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課した」、というように改正されました。

これにより、下の方に※印で書いてありますが、自立支援協議会が、重層的支援会議や地域ケア会議と同様の規定を持つものとなります。

市川市の自立支援協議会に直接的に関係する法改正ですので、ご説明させていただきます。

次に、「② 市川市自立支援協議会からの成年後見制度等地域連携ネットワーク会議構成員の推薦について」です。

令和5年度より施行している市川市成年後見制度利用促進計画において、司法・医療・福祉を含めた地域連携ネットワークの構築について検討するため、「市川市成年後見制度等地域連携ネットワーク会議」を設置しました。この会議に、市川市自立支援協議会からも出席者を出すこととなっておりますが、先日、幹事メンバーにおいて検討がされまして、石原めぐみ委員を選出することになりました。よろしくお願いいたします。

次に、「③ 市川よりそい支援事業について」です。

先月から、本市の重層的支援体制整備事業として、市川よりそい支援事業がスタートしております。その周知チラシをお配りいたしますので、ご承知おきください。チラシは、市民向けのもの、支援者向けのもの2種類となっております。市民向けのが、「市民の皆様へ」と書かれたもの、支援者向けのが、「支援関係機関・地域活動団体の皆さまへ」と書かれたものになります。よろしくお願いいたします。

最後に、「④ 次回の協議会の日程調整について」です。

次回の自立支援協議会は、お配りのとおり、11月後半頃の開催を想定しております。これは、以前のこの自立支援協議会で取り上げた、日中サービス支援型グループホームの評価を12月末までに県に提出しなければいけない関係で、このあたりの日程で会議を開催したいと考えているものです。ご都合について、この紙にご記入の上、本日お帰りの前に、事務局にお渡しください。よろしくお願いいたします。

以上、簡単にですが4点になります。よろしくお願いいたします。

会長 : 何かご質問等ございますか。

谷藤 市川よりそい支援事業についてです。関係機関向けのチラシの相談フローを見ると、「福祉よりそい相談窓口」ができるとのことですが、よりそい相談窓口だけでなく、すべての相談窓口の最後のフォローも含めて、がじゅまる+が最後までフォローするというのでしょうか。相当に色々なことに精通した人材と、それに関する予算の確保が必要だと思いますが、その辺りは大丈夫なのでしょうか。

会長 : 朝比奈副会長、お願いします。

朝比奈 : 平成 16 年度から県の中核地域生活支援センター事業を受託してきましたが、昨年度末をもって受託を終了し、今年 7 月から「がじゅまる+」として市川市からの業務受託を始めたところです。福祉よりそい相談窓口は、市役所第一庁舎 3 階に設置されました。この窓口では市役所職員が相談に対応していますが、ここから他の市窓口につながれる場合もあれば、がじゅまる+につながれて対応が始まることもあります。この協議会との関連で言うと、相談者には障がいグレーゾーンの方や複合的課題を抱えた方が多いという印象があります。

会長 : 人材等については、市からお願いできますか。

市)加藤 : まだ事業が始まったばかりですが、予算は確保されております。実務上の課題についてはその都度適切に対応していきたいと思っております。

会長 : この事業については、地域共生課という新たな課ができ、この事業を担当しているところです。複合的課題を福祉だけでなく行政全てで一体的に引き受け、必要な機関につなぐ事業となると聞いております。

谷藤 : 「がじゅまる」から「がじゅまる+」になり、県の委託予算がなくなった分、過重負担にならないか気にしています。期待はしておりますので、是非よろしくをお願いします。

朝比奈 : 皆様とのご協力や連携関係の厚みができた段階で、この事業に移ることができたと思っています。がじゅまる+だけで全てできるわけではなく、この相談フローの真ん中のところ（高齢者サポートセンターやえくるやそらなど）が大事なのだろうと思っています。ここが機能していくことが重要で、相談対応全てがじゅまる+に集中するということではないと思います。そのため、改めて、えくるを中心とした相談支援体制づくりがテーマになると思っています。また、がじゅまる+に集まった情報をこの協議会にフィードバックしていけたらと思っています。

会長 : まだ始まったばかりですので、私たちも協力していかなければならないと思っています。

## 議題(2) 基幹相談支援センター運営協議会の報告について

会長 : 次に、議題(2)について、朝比奈副会長からお願いします。

朝比奈 : 基幹相談支援センター運営協議会は、7月10日に開催しました。今回の協議会では、令和4年度のえくる事業報告があり、それを中心にしなが、昨年度末以降、関係機関からのえくるへのつなぎを一旦保留にし、えくるを中心とした体制の見直し、点検、改善など進めてきましたので、その辺りを議論してきました。令和4年度えくる事業報告について、長坂さんからお願いします。

長坂 : えくるは、相談支援部会が出どころだと思っていますので、事業内容については相談支援部会や自立支援協議会でしっかり報告させていただきたいと思っています。今回は見やすく冊子形式にしました。見ていただいて、分かりにくい点などがあれば、積極的にご意見いただきたいと思います。まず最後のページを見ていただくと、令和4年度のテーマは「“孤独・孤立”とえくるがつながることから見えてくる課題」としました。内容はこのページに書いたとおりです。次に2ページ目をお願いします。今年度、関係機関からの相談を一旦止めていましたが、本人等からの相談は変わらず受け続けており、相談者数はあまり変わっていません。5ページの下には、グループスーパービジョンのまとめとして、地域課題を5点に整理して載せています。6、7ページには、ケースを例示して載せました。7ページには、「さまざまな理由で支援につながりにくい方々がいる」とまとめています。このほか、基幹相談支援センター運営協議会では、虐待対応件数についての質問も出ました。これについては、皆様にお知らせする機会がなかったもので、市と相談して、来年度から出させていいただければと思っています。

朝比奈 : ありがとうございます。えくるの相談対応の中でも、福祉サービスにつないで見守っていく体制が重要ということでは、相談支援専門員との関係も重要ですので、法改正のことについて、市から簡単に情報提供をいただきたいと思ます。

市)夏見 : 自立支援協議会についての法改正と同様ですが、基幹相談支援センターについても障害者総合支援法の規定が改正され、令和6年4月1日から施行とな

ります。11 ページに下線太字で示した部分が新たな規定となっており、③、④にあるとおり、基幹相談支援センターの役割に「相談支援事業者に対する助言や指導」と「関係機関等の連携の緊密化の促進」が加わり、また、その下にあるとおり、基幹相談支援センターの設置が市町村にとって努力義務に変わりました。イメージとしては、基幹相談支援センターの“格”が一段上がったような感じの改正になっています。

併せて、千葉県の相談支援従事者研修のことについてもご説明します。千葉県以外のいくつかの都道府県では既に取り組み始めているということですが、13 ページから 16 ページにありますとおり、令和 5 年度より、「千葉県相談支援従事者初任者研修、現任研修」のメニューの中に、「各市町村の基幹相談支援センターでオリエンテーションやスーパービジョンを受けること」、「各市町村の自立支援協議会を見学すること」が加わりました。本市においても、基幹相談支援センターえくるで、初任者研修、現任研修の受講者を受け入れ、「受講者にオリエンテーションを行って、受講者がその地域の社会資源マップを作成する」、「受講者が抱える困難事例について、基幹相談支援センターが事例検討やスーパービジョンを行う」といったことを行うこととなります。市川市における受講者は、現任研修ですと 50 名程度になると見込まれています。法改正と並び、えくるの新たな業務負担増となる部分ですが、相談支援従事者の質の確保につながるよう、必要に応じて関係機関と協力しながら対応していくなど、現在、えくるにおいて計画中です。

朝比奈 : 福祉サービスにつなぎながらその方を支える体制を作っていくということでは、相談支援専門員の人材育成やフォローアップに関する取組を強化することで、えくるを経由しなくとも相談支援専門員につながって適切な対応がされる体制を作っていくことが一つポイントになると思います。また、資料 7 ページの芦田さんからの発言にあるように、福祉サービスだけで支えていくことが難しいような、医療ニーズの高い方や、サービスにつながることなく日常生活を送っていく方などがいて、福祉領域以外との連携に取り組む必要性もあるという話もされました。また、えくるについて、相談対応が質・量ともにキャパシティをオーバーし、今年 3 月以降関係機関からの新規相談受付を止めていたことについては、この基幹相談支援センター運営協議会の前で様々に話し合いをし、市役所の関係各課とも協議してきています。その辺りについて、市からご説明をお願いします。

市)樋口 : 本日まで8回、えくと朝比奈さんと当課とで話し合いをしてきました。課題としては、相談支援専門員の不足や、地域生活支援拠点等コーディネーターとの棲み分けの整理などがありました。えくるの相談インテークから支援までの体制などを確認し、えくと他機関との役割分担などを整理する機会となりました。まとめとしては、3点に整理しました。一点目は、相談支援専門員の質の向上を図っていく必要があるということです。千葉県相談支援従事者研修への対応のほか、市とえくとで協働し、相談支援従事者向けの勉強会等を実施できればよいのではないかと話が出ています。二点目としては、「障がい」ということで全部えくるに丸投げ、というようなこともあったようなので、関係機関それぞれが自身の役割を担うべきということで、生活支援課や発達支援課と話し合いをしてきました。関連各課との情報共有については今後も続けていきたいと思っています。三点目としては、えくるの「相談シート」の活用です。えくるのWebサイトに掲載されており、これまでも使っていたものですが、更新しましたので、対象者の個人情報の取扱いに留意しながら活用していただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

朝比奈 : 今回ご報告した内容は、基幹相談支援センター運営協議会でモニタリングしていく事項にもなると思いますので、自立支援協議会でも継続して報告していきたいと思っています。以上です。

山崎 : ご質問はございますか。

植野 : 二つあります。一つ目は、相談関係についてです。相談支援専門員のネットワークが足りないという話がありましたが、盲ろうや重複障がいなど14種類の障がいがあります。県レベルでの団体、組織の連携も必要と思いますが、こちらの文面には反映されていないように思います。積極的な情報共有の仕組みをもう少し作る必要があるのではと思います。私は県のセンターで仕事をしていますが、相談支援専門員による支援の中で、PRの努力も必要と考えており、自分で持っている社会資源にプラスして県の社会資源も発信するガイドブックを作っているところなどもあり、市川市ももっと努力が必要ではと思います。二つ目は、紹介シートについてです。必要とされる支援について記述するところがないのではと思います。視覚障がいではガイドヘルパーなどです。その辺りの工夫が必要ではと思いました。

- 長坂 : データとしてこういった形にするか、協議しながら今度活かしていきたいと思います。相談シートについては持ち帰って検討したいと思います。ご意見ありがとうございます。
- 植野 : ヘルパーの中には、手話のできる方もいて、そういったことを知らなかった方もいます。改めてよろしくお願いします。
- 朝比奈 : 今後の基幹相談支援センター運営協議会の検討事項ということで取り上げさせていただきたいと思います。ありがとうございます。
- 高木 : 改めて、えくるは大変な状況だと思いました。精神障がいの方が多いということで、孤独・孤立、支援のつながりにくさが地域課題だと思います。そうすると、伴走型支援というか、細く長くつながりながら介入のタイミングを待つ支援というのは、えくるでしかできない支援かと思います。市川市の人口約 50 万人の中で、支援員が 6~7 人というのは、もう限界であるという報告もあったかと思います。そのため、えくるの増員に予算を割くのは重要だと思います。ましてや、今後、相談支援従事者研修のスーパーバイズも業務の中に入ってくるということで、新たな業務となるため、今後が心配です。また、市川市のセルフプラン率は高めであり、計画相談支援で 35%程度、障害児相談支援で 80%以上という状況で、その分、基幹相談支援センターにしわ寄せがいつているということだと思います。相談支援全体の底上げのためにも、基幹相談支援センターにある程度余裕がないと、人材育成が図れません。市の障がい福祉部局には本当にご苦勞をおかけしていますし、思いは同じだと思いますが、次年度は是非えくるの増員をお願いしたいと思います。
- 谷藤 : 高木委員の意見と重複しますが、えくるの相談の 7 割が精神障がい領域で、6 割が次年度も継続しているということです。がじゅまるには私のところにも訪問していただいたり、ときには一緒に楽しんだりしまして、がじゅまるの役割はとても大きかったと思っています。がじゅまるがなくなったことで、えくるにより負担がかかるのではと懸念しています。アウトリーチ支援のリソースを増やすか、えくるの人材を増やす、えくるをもう一つ作る、などということをししないと、大変かと。本当に切実です。いざとなったら駆け付けてくれるところはどうしても必要です。是非予算なり人材なりお願いしたいと思います。

朝比奈 : 県の中核地域生活支援センター事業については、社会福祉法人一路会が昨年度末で受託を終了しましたが、今年度からは社会福祉法人千楽が受託し、「中核地域生活支援センターくらっち」として引き継いでいます。現にそらやがじゅまるでも、くらっちと一緒に訪問するなどしています。また、アウトリーチ支援ということ言うと、がじゅまる+の業務の中には、多機関協働事業の他に、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業と参加支援事業も入っています。他機関と協力しながら、市川よりそい支援事業の中でも支援を行っていくことになりませう。

会長 : そのような体制はありますが、やはり、えくるで新規相談を受けないと言っていたことは異常事態です。谷藤委員が仰るご指摘はごもっともだと思ひます。

植野 : えくるの拡大は重要だと思ひます。もう少し周りの社会資源を活用したりネットワークを作っていくなどして、協力体制が必要かなと思ひます。聴覚障がいや精神障がいを持つ方もたくさんいます。連携が必要かと思うのでよろしくお願ひします。

長坂 : いつも植野さんには参考になるご意見をいただいています。連携しながら是非よろしくお願ひします。

会長 : 千葉県相談支援従事者現任研修の受講見込み者は 50 人程度いるということで、相談支援専門員が不足しているといっても、このままだと眠っている人材ができてしまい、セルフプラン率が上がっていつて、人材はあるが繋がれないという状況ができてしまうと思ひます。そこに着目して是非働きかけて活用していかないといけないと思ひます。

田上 : 法改正についてです。このように厚生労働省から情報が出てきているが、その裏付けが見えない気がします。こうしたらいいということは誰でも分かります。それを実施するための裏付けが必要で、そこに話が及んでいません。相談支援専門員が 250 人くらいいるのではということですが、これを実施する事業所がないということだす。他の業務と兼務している方が多く、研修を受けても法人が活用しようと思えるような報酬になっていないのが現実です。私たちがどうやって頭を絞っても答えが出てきません。福祉は地域でということに切り替えてもらわないと。今の予算では、地域生活を放り出したことにしかなら

ないと思います。今は入所から地域生活への移行へという流れになっていますが、施設にいたときと同等のサービスが地域で受けられるのか。そのための予算は、国は考えてないのではと思います。グループホームで生活するしかありませんが、補助金も実情に合っていないと思います。有楽町にグループホームを作るのにいくら必要か。地域性を考慮するなどしていただかないと、補助金を出しているなどと偉そうなことは言えないと思います。我々はどこにお願いしたらいいのか。障害福祉課にいくら言っても実現できる問題ではないです。国の改正は読んでいて腹が立ちました。いいことは書いているが、実現させるのにどうしたらいいか、我々はどうしたらいいのか。国にもう少し、障がいのある人の地域生活、世界に恥じることがないような制度に、どうしたらできるか、真剣に考えてもらいたいと思いますし、私たちがどうやったら真剣に考えてくれるようになるのか。思い浮かびませんが。

会長 : 今の状況をよく考察していただいていると思います。一方で、相談の体制もセルフプラン率もえくるの厳しさもそうですが、提案しても意味がないのではないかという雰囲気にはしたくないと思っています。ご発言いただいて、国に意見を具申するとか、あきらめないで続けていきたいと思っています。

### 議題(3) 各部会等の状況について

会長 : では、議題(3)についてお願いします。

石原 : 資料は 17 ページです。is-net では相談支援専門員向けに虐待防止研修を実施しました。今後は強度行動障がいに関する研修が必要などという話があり、また、医療的ケアを必要とする方の卒業後の進路も課題として挙げられています。権利擁護連絡会では、令和 5 年 4 月から市川市後見支援センターが設置されたお話がありました。精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業では、県の家族連合会会長より、高齢化、後継者不足などにより家族会の存続が難しいというお話がありました。また、どのようなグループホームがあると精神障がいの方が地域生活に移行できるかといった会議も行いました。相談支援専門員の体制づくり、人材育成、質の向上、市全体の相談支援体制の仕組作りが課題だと思っています。また、令和 4 年度には、就労系事業所のアセスメント力向上が必要ということで、相談支援部会と就労支援部会で研修を実施しました。対面で開催できたのは大きかったと思います。そのほか、地域生

活支援拠点等に関しては、地域生活支援拠点等コーディネーターが相談支援専門員にかなり近い動きをしているという話がありました。地域生活支援拠点等コーディネーターの業務は緊急時に駆け付けることが主とされていますが、市とすり合わせ、業務内容や役割についてクリアにしていこうと思っています。27～28 ページはいちされんでの研修のアンケート結果ですが、緊急時受入施設入所支援事業補助金を活用して通所事業所の職員が緊急に動くことにはあまり期待できないことが読み取れます。29 ページ以降には地域生活支援拠点等コーディネーター3人からの意見が書かれています。身体障がいに関しては、重症心身障害の方や医療的ケアを必要とする方向への緊急受入れ先が少ないこと。市単独での対応は難しいと思うので、圏域単位で考える必要があるかと思えます。知的障がいに関しては、重い知的障がいの方が入居できるグループホームが少なく、結果として短期入所を長期利用している方もいるということ。また、本人と親の意向が一致していないために対応に苦慮するという意見もありました。精神障がいに関しては、緊急時の受入れ先の確保が課題ということ。これは、精神障がいに対応した日中サービス支援型グループホームがちょうどできてきたところなので、受入れ先は整いつつあると思っています。そのほか、経済的にゆとりのない精神障がいの方が緊急で短期入所を利用したくともお金がなく利用を留まる事例があるという話がありました。

- 長坂 : 併せて、先ほどもお話があった、千葉県相談支援従事者研修のことですが、この自立支援協議会で見学を受け入れることになります。
- 会長 : 協議会の見学については、研修の趣旨から考えて、今のところ、相談支援部会を見学していただく予定で県には連絡してあります。もし 11 月に予定されているこの自立支援協議会の見学の方がよいということであれば、ご意見をください。続いて生活支援部会からお願いします。
- 磯部 : 時間があまりありませんので、資料の内容の説明は省略し、現在進行中である日中サービス支援型グループホームの評価のことについてお伝えします。7月の生活支援部会で、「ビーハック日中支援型障がい者グループホーム市川奉免町」と「Beans 本八幡」の2事業所の意見を聴きました。これから9月の部会で整理し11月の自立支援協議会にて報告したいと思います。各事業所の特色だけお伝えします。前者は、重度の障がいの方などを受け入れていますが、定員19名に対して市川市の支給決定を受けた方11名を受け入れており、他市の入居者が多いと感じました。また、同性介助の原則が担保されているかを

確認したく、スタッフの男女比を聞いたところ、4:6ということで、少し心配に感じました。後者については、ワンルームタイプのグループホームであり、精神障がい向けに特化しています。事業者の言葉の端々からも力強さを感じ、思いがあって事業を立ち上げたのだなと感じました。時間がかかってもその方に合った暮らしを提供してステップアップを目指していくという気持ちがくみ取れて、心強く感じました。また、まだ開所数か月ですが、緊急対応もしているとのこと。ただ、今回の少し硬い雰囲気の一部会では、率直な意見を聴くことは難しかったので、相談支援事業所など関係者から状況をヒアリングをさせてもらったものをまとめて、今後ご説明できたらと思っています。なお、今後日中サービス支援型グループホームが増えていくと、生活支援部会だけで対応するのは困難になっていくと思っています。今後は違った形での対応が必要になるのではと思っています。

このほか、各関連会議から簡単にご説明します。

森田 : 日中活動連絡会についてです。今年度は、大変残念ですが、通所事業所でもグループホームでも短期入所でも、他害等がある方、こうした方は本来であればサービスが必要な方ですが、こうした方ほどサービスが利用しにくい状況になっているという話がありました。昨年度に生活支援部会でつながり交流研修を行いました。強度行動障がいのある方の支援スキルの向上については、単発の研修だけではなかなか実務につながりにくいと思っています。そんな中で、千葉県発達障害者支援センターCASが行っている“16人研修”は効果があると思っています。昨年度、市内では一路会、やまぶき園、いちばん星の従業員が参加しましたが、この力を借りて支援者のスキルアップができないかと考えています。プレ企画として、一路会といちばん星で、研修修了者が一つでも二つでも強度行動障がいケースに取り組めるよう、それにあたり日中活動連絡会は窓口となって、市内で一つでも多くの支援者につながっていけないかということを考えています。

永井 : 重心サポート会議についてです。「お泊りドレミ」は10月28日土曜日、29日日曜日に実施することが決まりました。災害時を想定し、緊急対応として訓練要素を含めて考えています。地域生活支援拠点等コーディネーターへの登録者のうち医療的ケアを必要とする方は、現在10名いるとのこと、そのうち3名の方がお泊りドレミを利用予定です。短期入所の体験は地域生活支援拠点等コーディネーターだけでは難しいということで、こうした企画をしました。相談支援専門員、支援員、看護師らを含めて準備していこうと考えています。

次に、千葉商科大学を会場にした 12 月 2 日のフォーラムですが、「まなフェス 2023 みんなで学ぶみんなでつなぐ」というタイトルに決まりました。啓発活動ということになりますが、企業も加わり大規模なフォーラムになる予定です。詳細は 9 月の会議で決まっています。

「喀痰吸引等研修アンケートの実施からニーズ把握」については、事業所の職員の 3 号研修の受講希望について調査しました。10 月 12 日 18 時 30 分から全日警ホールにて、医療的ケア児者の緊急時対応についての研修を行います。その中で 3 号研修についてもご紹介します。看護師だけでは医療的ケアは難しいということで、支援員もスキルを身につけるといいます。基礎的なものとし、さらに当日はグループワークもと思っています。

医療的ケア児等コーディネーターは、現在、発達支援課、障がい者支援課、らいおんハートの 3 者の職員になる予定です。地域課題や個別ケースに携わり、サービス事業所の後方支援になると思います。

岩崎 : グループホーム等連絡会についてです。8050 リスト調査（ソナエプロジェクト）については、昨年 12 月、7040 で生活介護事業所を通してアンケートを取りました。その結果、99 人の方が高齢の親と生活していることが分かり、どうするか協議中ですが、来年 4 月と 10 月に、障がい重い方を引き受けるグループホームができる予定となっていて、既に建築も始まっています。できたとしても 30 人程度の定員ですが、引き続き 8050 には取り組んでいきたいと思っています。

また、グループホーム等支援ワーカーの新たな取組として、県内全圏域のグループホーム等支援ワーカーで、医療的ケアが必要な方や重症心身障がいの方向けのグループホーム、強度行動障がいがある方向けのグループホーム、高齢化に向けての対策ということで、研究班を 3 つ作って活動しています。県外のグループホームにも見学に行く等しながら、今何が足りないか明確にしていきたいと思っています。今年 10 月には方向が見えてくるといいますので、皆さんと情報共有して具体的に考えていきたいと思っています。

会長 : 就労支援部会からお願いします。申し訳ありませんが時間があまりないので短時間でお願いします。

西村 : 令和 6 年度から障害者雇用率が上がり、現在 2.3%である率が 2.5%になります。さらに令和 8 年度には 2.7%になります。また、最低賃金が上がるという情報があり、千葉県でも 1,000 円を超えるかという状況になっています。

それを踏まえて、令和6年度からは、重度身体障がい者、重度知的障がい者及び精神障がい者である労働時間が週10時間以上20時間未満である者（特定短時間労働者）についても雇用率に反映されるようになります。10時間というと一日2時間程度なので、障害福祉サービスとの併用の方も出てくると思いますが、厚生労働省の審議会の中では、併用は6か月までという話も出ていて、それはどうなのかと思っているところです。受け皿側である就労移行支援事業所や就労継続支援B型事業所などが、対応について考えていく必要があるという話も出ていました。

また、利用者やそのご家族の高齢化に関しては、以前からお話しているとおり、就労継続支援B型事業所において介護的な支援も行うようになってきているという現状があります。高齢の利用者の受入れに関し、アセスメント方法や通所に至るまでの経緯や受入れ方法等の悩みがあり、幅広い機関との連携が必要になってくると思っています。

また、車いすの方、聴覚障がいの方、視覚障がいの方など、身体障がいのある方からの相談が増加しており、身体障がいの方が通える福祉サービスが少ないことが課題となっています。アクセスやいちされんでも、市外等で利用可能な事業所を探している状況です。

「支援対象者のグローバル化」については、外国語での支援が必要な方が増えてきているが、福祉制度等の専門用語を説明して伝えることが難しいという課題があります。

方策・取組としては、「新しい制度情報の早めの共有」、「高齢系サービスとの情報交換の必要性」などです。

生活支援が重要視されてきている中、就労支援部会だけの情報では不足しがちであり、他の部会との連携が必要となってきましたので、昨年度は相談支援部会と合同で研修を開催しましたが、他部会との連携による研修会、情報交換会の開催が必要になってくると思っています。

会長 : こども部会からお願いします。

徳江 : 昨年度に実施した、地域支援に向けての課題というアンケートの結果を基に、相談支援体制の整備、連携体制の構築をねらいとして、今年度は活動したいと思っています。新たな相談先の創設よりも、既存の児童発達支援センターを一次相談の窓口として、関係者に周知したところです。社会資源等についてもまとめ、情報共有や周知を進めたいと思っています。また、お子さんに関わる関係者は、ライフステージごとに多岐に渡り、こども部会にも、保健、医療、

保育、教育、児童クラブの方など、様々な方に参加していただいています。分野の壁もあり、連携も簡単ではありませんが、ライフステージごとに支援の切れ目が生じないような支援体制を作っていくことが重要だと思います。児童期に対応できる相談支援専門員の増員は、依然として課題だと思っています。

会長 : 障害者団体連絡会からお願いします。

植野 : 先日役員会を開催しまして、9月に本会議をする予定です。相談事例が少ないことのほか、福祉避難所のことも話題になっています。これについては、9月に議論になるかと思っています。

会長 : 相談支援部会の権利擁護連絡会のところで補足します。地域連携ネットワークが進められていますが、不適切な支援をしてしまう親族後見人も中にはおり、親族後見人にとって相談する先がないことが課題です。これにつき、市川の家庭裁判所と協議を重ねていて、後見人に選任された際に送られる審判書の中に、後見支援センターのチラシを含めてもらうことになっています。同様に、船橋市、浦安市のチラシも含まれる予定です。後見人が困ったときには各センターに相談を、という内容になっています。

では、ご質問などございますか。

高木 : 26ページに、「市役所とコーディネーター側で基幹相談支援センターと拠点事業の役割イメージが異なっている？」という記載があります。これは、重なる部分も多々あるので、意識合わせしないといけないところだと思います。私の理解だと、地域生活支援拠点等コーディネーターは、地域づくりの部分と、相談支援の一部が役割になってくると思っていて、各事業所とのつながりの中で、緊急時対応もしながら、事例を積み重ねる中で、事業所とのつながりをして、コーディネーターへの事前登録者も増やしていくことが役割かなと思っています。その前段階として、相談支援に応じることはあるが、適宜、基幹相談支援センターとの役割分担をしながら進めていくイメージです。この辺りは早めに意識合わせしておいた方がいいと思います。

会長 : 所管課としてはいかがですか。

市)夏見 : 計画相談支援を担う相談支援専門員が少ないことから来ていると思います。が、現実として、地域生活支援拠点等コーディネーターが基幹相談支援センタ

一の相談支援の一端を担うような、いわゆる委託相談のような立場になってしまっているという話が、地域生活支援拠点等コーディネーターから出ています。これについて議論している中で、認識、イメージの違いがあるという話が地域生活支援拠点等コーディネーター側からされたのですが、これから勉強を進めながら整理していきたいと思っています。

会長 : そのほか、ございますか。

植野 : 千葉県相談支援従事者研修の受講者が自立支援協議会を見学することについてですが、相談支援部会だけではなく他の部会とも分担して対応してはどうかと思いました。

会長 : 参考にさせていただきます。

#### **議題(4) 第5次いちかわハートフルプラン案について**

会長 : 残り時間があまりありませんが、議題(4)について、所管課からお願いします。

市)加藤 : 第5次いちかわハートフルプラン案についてご説明いたします。

本日この議題を提案させていただいたのは、障害者総合支援法と児童福祉法に、「市町村が障害福祉計画と障害児福祉計画を定める際には、あらかじめ、市町村の自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない」と定められておりますことから、現在作成中の計画案を、本日皆様にご提示させていただき、ご意見をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

まず、目次をご覧ください。

「いちかわハートフルプラン」は、3つの法律に基づく3つの計画をセットにしたものになっており、第1部総論のあとに、第2部に、障害者基本法に基づく「市川市障害者計画」、第3部に、障害者総合支援法に基づく「市川市障害福祉計画」と、児童福祉法に基づく「市川市障害児福祉計画」を定めております。

次に、3ページをお願いします。

こちらの図にありますとおり、平成30年度から初めて障害児福祉計画を定めるよう児童福祉法に規定されたことから、平成30年度の「第3次いちかわ

ハートフルプラン」から、3つの計画をセットにしたものにしており、今般のハートフルプランは、第5次のもとなります。

次に、4ページをお願いします。

こちらの(2)にありますとおり、市川市障害者計画は、「市川市における障がい者のための施策に関する基本的な計画」であり、また、(3)にありますとおり、策定に当たっては、「障害者基本計画・都道府県障害者計画を基本とする」とされており、内容については、障害福祉計画や障害児福祉計画よりは比較的、市町村の裁量に任せられており、市町村の障がい者福祉の方向性を示すような計画となっております。計画期間についても市町村の裁量となっております。

それに対し、(4)にありますとおり、障害福祉計画や障害児福祉計画は、「障害福祉サービスや障害児通所支援などの提供体制の確保」などに関する計画とされており、5ページの(5)にありますとおり、「厚生労働大臣が定める基本指針に即して定めるものとする」とされており、このため、障害者計画よりは市町村の裁量度が低く、今後の各サービスの見込量などを定める計画となっております。計画期間は3年とするよう基本指針に定められております。

次に、44ページをお願いいたします。

こちらに、今般の第5次いちかわハートフルプランにおいて特に重点的に取り組む施策を7つに整理して挙げております。一つは、障がい児支援、二つ目から四つ目は、障がい者支援の中でも「就労」・「生活」・「相談」の3つの面からの体制整備を掲げました。五つ目から七つ目は、第4次プランでも掲げていた「災害対策」や「理解促進」や「人材確保」を掲げました。これらについては、56ページをお願いします、こちらにあるとおり、障害者計画の6つの節の中に一つずつ重点施策が出てくる形に整理いたしました。

次に、49ページにお戻りください、

ここからが第2部障害者計画となりますが、49ページの「理念」、50ページの「将来像」、51ページの「基本目標」といった基本的な部分は、前計画から変えず、そのまま引き継いでおります。

52ページの「施策推進の方向」については、第4次プランから再整理し、6項目として、先ほどご説明したようにそれぞれの項目の中に重点施策がある形に整理いたしました。

障害者計画のそれぞれの施策については、57ページ以降に記載しておりますので、ご確認いただければと思います。

次に、93ページをお願いいたします。

ここからが、第3部「第7期市川市障害福祉計画・第3期市川市障害児福祉計画」となります。

こちらは、先ほど申しましたとおり、厚生労働大臣が定める基本指針に即して定める計画であり、各サービスの見込量などを定めるものとなっております。

94ページをご覧くださいますと、障害福祉計画・障害児福祉計画の方向性を、(1)から(7)まで7点挙げており、基本指針に即して定めております。97ページからは、「成果目標」と「活動指標」を定めております。これらは、基本指針において、定めるよう規定されているものであり、必要なサービスの提供体制の確保に係る目標として設定するのが「成果目標」、この目標の達成のための必要な量等として定めるのが「活動指標」とされております。

97ページから103ページにかけて、(1)から(7)まで7点記載したものが成果目標であり、基本指針にも掲げられていたものとなります。

そのあとの、104ページからが、活動指標について記載した部分となります。こちら基本指針に定められているものであり、今後の各サービスの見込量を記載する部分となっております。

以上、一部作成中のため空欄の部分などはございますが、第5次いちかわハートフルプランのポイントのご説明となります。

よろしく願いいたします。

会長 : ご質問等ありましたら、お願いします。  
ちなみに、意見を出す期限は、どのくらいになりますか。

鳥羽 : 9月28日に第2回障がい者福祉専門分科会を開催する予定としており、10月から11月頃にはパブリックコメント手続を行うとともに、その後に市川市社会福祉審議会を開催する予定としております。疑問点やご意見については、パブリックコメント手続が終わる11月頃までにいただければ、計画に反映できるかと思えます。

会長 : 私から自立支援協議会のメンバーの皆さんにお願いです。今日の会議でも、現況を把握して、課題が出てきて、こうなったらいいという方向性がある、こういったものが社会資源や方策として欲しいというものが、たくさん出てきています。この4つの点から見て、ハートフルプラン案に必要なことが書かれているかどうかを、各部会で精査してほしいと思えます。こういったことが計画に反映されていないと会議している意味がないと思って、課題が書かれてい

るか、方向性が皆さんと一致しているか、施策が書かれているか、施策のための方策が具体化されているか、というのは、この協議会が見ていかないといけないことですので、各部会で必ずやってほしいと思います。

また、事務局にお願いします。今日の自立支援協議会の資料と議事録と、各部会から出される意見について、障がい者福祉専門分科会の皆さんによく確認していただくようお願いしたいと思います。分科会の委員が、今日示された課題や現場の皆さんの思いなどを理解した上で会議を行っていただかないといけないと思います。事情があつて計画に反映できないものもあるかもしれませんが、その場合は理由が必要になってきますし、この自立支援協議会から分科会に出席されている方は、今日の内容などを整理した上で出席していただき、ご発言いただきたいと思います。各部会の皆様には宿題のようになり申し訳ありませんが、現場でやれることを超えたものは審議会ととなっているので、部会ごとにまとめて意見を出してほしいと思います。

鳥羽 : 障がい者福祉専門分科会への資料や議事録の提供については、承知しました。分科会は、9月28日に開催する予定ですので、もし分科会に今回の意見をということであれば、分科会開催前までにご提出いただくとスケジュール的に間に合います。よろしくをお願いします。

会長 : 9月28日の分科会までにレポートを出していただくと、まとめていきやすい、分科会でも議論になるのでは、ということです。ここまで部会開催がない場合は、メール等を活用して、意見の取りまとめをお願いしたいと思います。

では、事務局から何かございますか。

事務局 : 長時間に渡り、ありがとうございました。お帰りの前に、次回の協議会の日程につきまして、ご都合をご記入いただいた紙を事務局にお渡しください。

会長 : では、令和5年度第1回市川市自立支援協議会を閉会します。お疲れさまでした。